別記様式８

令和　　年　　月　　日

**地域貢献活動実施報告書**

（ あ て 先 ）

　滋 賀 県 知 事

所在地

商号または名称

代表者職・氏名

滋賀県建設工事入札参加資格審査の申請に当たり、地域貢献活動の実施について次のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 実　施　内　容（具体的に記入してください。） | （記載例）「びわ湖の日」環境美化活動散在するごみの回収を実施 |
| 実　施　期　間 | 令和○○年7月１日 |
| 実　施　場　所 | 大津市なぎさ公園（おまつり広場前～由美浜） |
| 添　付　書　類 | 開催案内チラシ、活動写真 |

（注１）この様式は、地域貢献活動ごとに用紙を分けて記載し（【例】春と夏の清掃活動に参加した場合はこの様式が２枚必要）、競争入札参加資格審査申請書の受付時に併せて県へ提出してください。

（注２）活動内容が客観的に判断できる資料（次の①～③）を添付してください（①と②は原則として添付してください。②は就業体験受入のためプライバシーに配慮する必要がある場合など、提出が困難な場合は不要とします。）。

①依頼文や開催案内チラシなどで実施主体（または依頼者）および活動内容が確認できるものの写し

②活動中の写真

③礼状、表彰状、新聞記事など

地域貢献活動チェックシート

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 番号 | チェック項目 | 評　価　要　件 | 適否 |
| １ | 活動日 | 例年、審査基準日である10月1日の前日から過去1年以内であること。（令和３年度申請分であれば、令和2年10月1日～令和3年9月30日を対象期間とします。 |  |
| ２ | 活動内容 | 【地域貢献活動　分類表】次のいずれかの分類に当てはまること。

| 分　類 | 活動内容 | 活動の実施主体または依頼者等 |
| --- | --- | --- |
| [分類１]　清掃活動 | 国、県または市町が主催する清掃活動への参加（注１）（注２） | ・国の各機関、県または市町・国の各機関、県または市町の長、各部署の長、施設の長・学校の長（私立学校を含む）・滋賀県内の国・県・市町の指定管理者 |
| [分類２]　地域の建設業を担う次世代育成支援 | 就業体験受入または建設業体験事業（注５） |
| [分類３]　地域への技術力の還元 | ・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動 |
| [分類４]　災害緊急時活動 | （１）「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害における次のいずれかの活動①パトロール活動②人道支援（炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施）③がれき等の撤去④資機材提供（建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し） | 上記の証明者および社会福祉協議会またはボランティアを支援する団体等の長 |
| （２）国、県または市町が主催する防災訓練への参加（注）防災訓練には実働訓練のほか、情報収集・伝達訓練および図上訓練を含む。 | ・国の各機関、県または市町・国の各機関、県または市町の長、各部署の長、施設の長 |

 |  |
| ３ | 自主的非営利活動 | 対価を伴わない自主的非営利活動であること。 |  |
| ４ | 企業としての取組み | 参加人数は問いませんが、個人としての自治会活動の一環のものなどは評価の対象としません。 |  |
| ５ | 添付書類 | 「別記様式８ 地域貢献活動実施報告書」に活動内容が客観的に判断できる資料（次の①～③）を添付してください（①と②は原則として添付してください。②は就業体験受入のためプライバシーに配慮する必要がある場合など、提出が困難な場合は不要とします。）。①依頼文や開催案内チラシなどで実施主体（または依頼者）および活動内容が確認できるものの写し、②活動中の写真、③礼状、表彰状、新聞記事など |  |

（注１）「美知メセナ制度」および「淡海エコフォスター制度」に基づく活動については従来どおり別途加点しますので、この地域貢献活動には含みません。

（注２）清掃活動には、自治体が特定の日（びわ湖の日など）に自治会、事業者および各種団体に対して自主的な清掃活動を提唱して実施するもので、実施主体が県や市町でなく評価の対象にならないもの（注４に該当するものを除く）があります。開催案内チラシや依頼文等で実施主体等が上表に該当するかどうかをご確認ください。

（注３）災害緊急時活動へ参加を申し出される場合は、必ず法人・個人の別を明確にして申し出してください。

（注４）市町自身が構成員となっており、かつ市町が事務局を担当している団体が実施主体である場合など、市町が実施主体に深く関与していると認められる地域貢献活動については、市町が主催するものと同様に評価します。

（注５）就業体験の受入および建設業体験事業については、滋賀県外や海外の学校からの受入れも評価対象とします。